

国民年金第3号被保険者住所変更届

常務理事	事務長	業務課長	係長	担当者

配偶者欄	事業所記号		被保険者整理番号				個人番号(または基礎年金番号)								配偶者の氏名							生 年 月 日									
																	(フリガナ) (氏)	(名)							5.昭和 7.平成 9.令和						
	変更後	郵便番号				一						住所	(フリガナ) 都 道 府 県																		
	変更前	住 所	都 道 府 県																												
	変更年月日		令和						備 考	☐ 短期在留 ☐ 住民票住所以外の居所 注1 ☐ 海外居住 ☐ その他()										日本年金機構											

(注1)住民票住所以外の居所を登録する場合は、今後住所(居所)を変更した際に手続きが必要になります。

日本年金機構

被保険者と被扶養者が同住所の場合は、④～⑦欄への記入は不要です。

同居の場合は、下記の□に✓を付してください。

(☐ 被保険者と配偶者は同居している。)

被 保 険 者 欄	① 個人番号(または基礎年金番号)								② 生 年 月 日								送 信	③ 被保険者の氏名																
									5.昭和 7.平成 9.令和									(フリガナ) (氏)																
	変 更 後	④ 郵便番号								⑤ 住 所																⑥ 住所変更年月日								送 信
						—				※ 住所コード				(フリガナ) 都 道 府 県												9 令 和								
変 更 前	⑦ 住 所		都 道 府 県																		備 考	☐ 短期在留 ☐ 住民票住所以外の居所 注1 ☐ 海外居住 ☐ その他()												

「※」印欄は記入しないでください。

届出人の個人番号(基礎年金番号)に誤りがないことを確認しました。				
		令和	年	月 日提出
(事業主等)	〒	-		
	事業所等所在地			
	事業所等名称			
	事業主等氏名			
	電 話	-	-	

届出人の個人番号(基礎年金番号)に誤りがないことを確認しました。				
		令和	年	月 日提出
(医療保険者等)	所在地			
	名 称			
	氏 名			
	電 話	-	-	

国民年金第3号被保険者住所変更届の記載のとおり届出します。

届出の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します ☐

日本年金機構理事長 あて

令和 年 月 日提出

(届出人 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____ - _____)

この届書は、下記の変更があった場合提出してください。

- ①「国民年金第3号被保険者関係届」提出時、住民票の住所と別の住所へ変更となる場合。(第3号被保険者関係届と併せて届出ください。)
 - ②「国民年金第3号被保険者関係届」提出時に、住民票の住所と別の住所へ通知書の送付を希望する場合。(第3号被保険者関係届と併せて届出ください。)
 - ③住民票住所以外の居所で登録をしていたが、住民票の住所へ登録を変更する場合。
- ※住民票の住所変更がお済みの方や、被保険者のみの住所変更の場合は提出不要です。

【記入方法】

- ・本人確認を行った上で、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、10桁・左詰めで記入してください。
- ・備考欄は、本届出を行う理由の該当するものの□に✓を付してください。その他に✓を付した場合はその内容を記入してください。
- ・住民票住所以外の居所等を登録している場合で、住民票住所へ登録を変更する場合は、その他に✓を付し()内に「住民票住所へ変更」と記入してください。

【個人番号(マイナンバー)により国民年金第3号被保険者住所変更届を届出する際の本人確認】

- ・第3号被保険者が事業主に届書を提出するときは、事業主・共済組合においてマイナンバーが本人のものであることの確認と、届書の提出を行う者が正当な番号の持ち主であることの確認を行う必要があるため、マイナンバーカード(個人番号カード)を届書に添付してください※1。
なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面の写しを添付してください。
- ・配偶者(第2号被保険者)が第3号被保険者の代理人として届書を事業主・共済組合に提出するときは、第3号被保険者のマイナンバーカードの裏面の写し又はマイナンバーが確認できる書類の写し、及び代理権の確認ができる委任状※2を添付してください。

※1:マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の①及び②の書類を添付してください。

- ① マイナンバーが確認できる書類:通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
- ② 身元(実存)確認書類 :運転免許証、パスポート、在留カードなど

※ 事業主・共済組合において本人確認を行った後の確認書類は、届書に添付して日本年金機構に提出する必要はありません。